

令和5年度第2回特定調達品目検討会 委員意見要旨（案）

日時：令和5年10月25日（水） 15：00～17：40

出席委員：指宿委員、梅田委員、岡山委員、奥委員、奥村委員、小根山委員、奈良委員、根村委員、原田委員、平尾委員（座長）、藤井委員、藤崎委員、柳委員（五十音順）

No.	議題	資料	意見箇所	意見内容	意見内容への対応方針
1	本年度の見直しのポイントについて	資料1 2～7ページ	カーボンフットプリント等に係る取組の促進について	カーボンフットプリントを活用するにあたり、運用上困った時にどこに聞けばいいのか。あるいは、カーボンフットプリントの考え方の情報提供の仕組みがあるのか。	カーボンフットプリントの算定の話と調達者がカーボンフットプリントをどのように見ればよいのかという2段階がある。環境省と経済産業省がそれぞれ個別に支援し、業界別の製品別の算定ルールを作る動きを後押ししており、個別に丁寧に対応しているところ。一般に向けてはガイドラインを示しているが、それを見ればすぐにできるわけではないことは認識している。環境省にはグリーン・バリューチェーンプラットフォームという窓口もあり、経済産業省もそれぞれに対応している。調達者側が配慮事項を見て、どう配慮したらよいのかというご質問もあろうかと思うので、今後も丁寧に説明を継続していきたい。
2	本年度の見直しのポイントについて	資料1 2～7ページ	カーボンフットプリント等に係る取組の促進について	最近のEUの政策的な取組が、EU全域だけではなく、国際的な標準になりつつある。カーボンフットプリントに関連してCBAMが今月から動き始めており、例えば日本から輸出する自動車や、そのサプライチェーンも含めた炭素量の報告義務化が動き始めている。国内から輸出する場合、輸出企業への影響がかなり大きくなるが日本はそれに合わせていかざるを得ない。そのような手当は、経済産業省なり、3月からのガイドラインを作って対応しているという理解でよいか。	経済産業省の原課で相当議論をして準備している。CBAMの具体的な算定方法が出てきたのは8月で、日本以上に声高な国がたくさんある。ファイナンスセクターでもEUに言われなくてもバリューチェーン全体でしっかり見ていこうというのが大事だという話になっている。引き続きしっかり対応していきたい。
3	本年度の見直しのポイントについて	資料1 2～7ページ	カーボンフットプリント等に係る取組の促進について	4ページの表で、いろいろな品目が対象になっているのは非常に良いことだと思うが、品目によってカーボンフットプリント及びカーボン・オフセットについて、配慮事項等に該当している場合とそうでない場合がある。この辺のメルクマールは整理されているのか。整理されているのであれば、何らかのかたちで広報した方がいいのではないか。	配慮事項と判断の基準に定められているものの違いについて、昨年度の時点でコピー機等3品目とタイルカーペットは業界で対応できることが確認されたため、カーボンフットプリントについて判断の基準（基準値1）に設定したところ。一方で、カーボン・オフセットも同等だが、業界としては製品がまだ世に出てきていない、上市されていないという声を大きくいただいている品目もあり、基本的には、基準値2という最低ボーダーがありつつ、基準値1として設定をして、より高く評価し調達を進めていくことが大事だと思っている。そういった状況を踏まえるとまだ配慮事項にとどまることが品目によっては多くなる。実際には今何割あるから基準を設けているという考え方には至っていないが、どの程度普及していたら基準に格上げしていくかは、事務局としても必要な検討だと考えている。
4	本年度の見直しのポイントについて	資料1 2～7ページ	カーボンフットプリント等に係る取組の促進について	カーボン・オフセットで「-」のところは、オフセットされることがない、市場がないということか。	「-」を記載している分野・品目はまだオフセットに対応していないということである。カーボン・オフセットの配慮事項への設定にあたって、その品目の業界に対し、オフセットまで対応できるかを確認し、その浸透状況に応じて判断している。オフセットを配慮事項に位置付けるのがまだ難しいところは、まずはカーボンフットプリントからということで配慮事項を設定している。

No.	議題	資料	意見箇所	意見内容	意見内容への対応方針
5	本年度の見直しのポイントについて	資料1 2～7ページ	カーボンフットプリント等に係る取組の促進について	「可能な限り実績値を使用して」というのは、1次データを使用することと理解している。カーボンフットプリントガイドラインでも「比較されることが想定される場合」とあり、公共調達で活用する場合は、基本的に1次データが使われているものなるべく活用していく方針だと思うが、そのあたりを調達者にどう説明、プロモーションしていくのか、計画があれば教えていただきたい。	現時点でグリーン購入法において定量的環境情報として扱っているものとしては、カーボンフットプリント（ISO 14067）と、ライフサイクルアセスメント（ISO 14040）であり、今回カーボンフットプリントガイドラインを追加し、それらに整合して算定された定量的環境情報という定義をしている。基本的に、必ず製品別算定ルールが策定され、業界の中で比較できるような状態になっていなければいけないということではなく、企業の中で製品単体でISOやガイドラインに整合して対応したものを数字として示すことができれば良いとしている。プロモーションという意味では、かなりわかりにくく調達者に向けてはまだ足りていない部分があるため、全国説明会など地方自治体の調達者にも説明するタイミングで内容を整理していきたい。
6	本年度の見直しのポイントについて	資料1 2～7ページ	カーボンフットプリント等に係る取組の促進について	カーボンフットプリントについて、基本方針には、ISO 14067とISO 14040およびカーボンフットプリントガイドラインに整合すると書いてあるが、LCAについては14044も記載があった方がよいのではないかと。あるいは14067等と書いた方がよい。また、カーボンフットプリントガイドラインの名称だけでは探しにくいので書きぶりを検討すべき。	ご意見を踏まえて対応を検討させていただく。
7	本年度の見直しのポイントについて（印刷用紙）	資料1 8～9 資料2	印刷用紙	紙の基準を決めていくのは作業として大変だったと思うが、今、なるべく紙を使わないようにしようという時代であるため、ペーパーレスを導入するような基準もあった方がよいのではないかと。	グリーン購入法は購入する際の基準を定めるものであるため、別の文書にはなるが、全体的に環境負荷を減らす取組としては政府実行計画がある。印刷用紙の基準を見直したので、新しい基準の紙でどんどん印刷してくださいというわけではなく、使う時にはこれを使ってくださいというものである。説明を工夫し、そこもしっかり踏まえて対応していきたい。
8	本年度の見直しのポイントについて（印刷用紙）	資料1 8～9 資料2	印刷用紙	バージンパルプが今まで以上に利用されるようになることでマテリアルバランスが変わってくるのではないかと。広葉樹は南方から輸入されているため、今うまく動いているマテリアルバランスが崩れ害が発生する危惧はないかと。海外も含めたマテリアルバランスについて、サプライチェーンの中で何か考えられているのであれば、教えていただきたい。	それが一番危惧したところである。古紙の供給が急激に減って適合品が供給されていないという状況だったため、持続可能性はしっかり高めつつ、供給も増やしたいということで議論をし、決められたカテゴリー以外のものを入れないというかたちで万全を期した。マテリアルバランスの関係が崩れていないかもしっかりウォッチしていきたい。
9	本年度の見直しのポイントについて（印刷用紙）	資料1 8～9 資料2	印刷用紙	印刷用紙の判断の基準の改定案には結論としては賛成である。ただし、古紙の供給が少なくなったからそれに合わせたという説明では受身的なのではないかと。本来は、基準は変えずにウォッチし、調達率が落ちてきた場合の要因を議論するという方がやりやすい。調達率を維持するために計算方法を変えてしまうと、後で歴史的に見た時に説明が難しい。マテリアルバランスが保てなくなったため、というのではなく、例えば、森林の管理に関しても認識が高まってきたが、その分の評価がされていなかったため積極的に見直したというかたちで示すべき。	その点は専門委員会でも議論があったところ。古紙のマテリアルバランスは確かに崩れている一方で、製紙会社の木材調達、森林経営の持続可能性は確かに高まっている。認証材以外を十把一絡げにしていたが、それは実態に合わないのではないかと、認証材までとはいかないが何らかの評価できるのではないかとということで管理木材というカテゴリーを作った。市況を反映しつつも、全体としての持続可能性は高める方向で評価するといった方向は歓迎すべきなのではないかという議論もあったところ。議論の経緯をうまく説明できるよう工夫していきたい。

No.	議題	資料	意見箇所	意見内容	意見内容への対応方針
10	本年度の見直しのポイントについて（印刷用紙）	資料1 8～9 資料2	印刷用紙	管理木材という概念はいつ頃からできたのか。総合評価を導入した時にはなかった概念ということか。	古紙偽装を受けて総合評価を導入した時にはその概念はなかった。当時は調達方針を各メーカーが立て、それに則って調達するという考え方でスタートした。2014年頃から森林認証の団体(FSC)が、認証マークを付けるためにミックスして使うことができるものとして管理木材という概念が作られたと認識している。
11	本年度の見直しのポイントについて（印刷用紙）	資料1 8～9 資料2	印刷用紙	説明する時にはそちらの方が先で、実はマテリアルバランスもおかしくなっているという順であれば納得がいくと思う。この式だけを見ると、リサイクルが減ったから、それに合わせて新しい概念を入れ辻褄を合わせたのではないかと言われかねない。きちんと説明しておいた方がよい。	ライフスタイルの変化に伴い、新聞古紙の流通量が愕然と減っているという社会の変化に対応しているという面もある。単にマテリアルバランスが崩れたということだけではなく、その原因として社会のニーズや構造の変化があった。説明については、自治体にもかなりインパクトがあるためしっかり準備して臨みたい。
12	本年度の見直しのポイントについて（印刷用紙）	資料1 8～9 資料2	印刷用紙	定期的に調査し、修正をかける必要がある。流通のところを調べると、地方では古紙が集まらないが都会は山のように集まる。次は地方で使うところがどれくらいあるか、その辺のバランスが地方で明らかに崩れている。懸念は、古紙がおそらく使われなくなることであり、古紙を使えば白色度が低くなるため綺麗な白いものを使いたいという現場の要求が出てきた場合に、自然と古紙を少なくしていこうという流れになる。そこをデータを取りながらストッパーをかけていくくらいのことは想定しないといけない。全体的には流通の問題もここに関わってくる。日本の中では北海道や東北、過疎地にある工場で作っていて、それをまた都会で売るというかたちになっているため、そこをあまり刺激するようなやり方をすると、24年問題に関わる可能性も十分ある。データを取って、少しでも不具合が出たら、それに対するケアができるようなシステムを環境省の中で作り、自治体を含めて出していくことが重要である。方向性としては間違いではないので、それを上手く丁寧にやれるかどうかだと考える。	基準を変えて終わりとしてはいけないと改めて認識した。しっかりウォッチし、需給の状況等、いろいろな情報を集めて機動的に動けるようにしたい。
13	本年度の見直しのポイントについて（印刷用紙）	資料1 8～9 資料2	印刷用紙	チップを海外から運んできているため、遠いところからだとやはりCO2排出が大きくなる。究極的に考えると、地産地消の方がよい。ただ、CO2の面がいつどのように日本の中に入り込んでくるのか、予測できないところもある。それは見ながらになるのではないか。中国が廃棄物の輸入をストップしていることもかなり大きい影響があるので、よくデータを見て、おかしいことがあったらそれに対応できるように持っていく必要がある。	
14	本年度の見直しのポイントについて（印刷用紙）	資料1 8～9 資料2	印刷用紙	問題があって古紙の動きが悪くなっているのか、それとも積極的な意味でライフスタイルが変わったからそうなっているのか。同じ減るにしても、原因は方向がまったく違う。そこをどう見極めていくか。ウォッチングの時にかなり重要になると思うが、その辺はどう進めればよいか。	原因は一様ではないが、この10年くらい減り方も急なので、デジタル化が効いているということと、地域的な偏在の部分、元々流通の問題と製紙工場の場所の問題などがいろいろ絡んでいる。予め思い込みはせずに、一時的なものなのか恒常的なものなのか、そういったところもしっかり見ていきたい。

No.	議題	資料	意見箇所	意見内容	意見内容への対応方針
15	本年度の見直しのポイントについて（印刷用紙）	資料1 8～9 資料2	印刷用紙	もし後者の場合、逆に古紙の比率をもっと大きくして、そこに対する優先的なものを持っていかなければならない。	資料2の31ページで、専門委員会でも関連する議論がたくさんあった。いろいろなステークホルダーがどういう影響受けるかということも相当気にされている状況である。その辺を事務局の方でウォッチしながら、年度ごとに状況を見ていきたい。
16	本年度の見直しのポイントについて（印刷用紙）	資料1 8～9 資料2	印刷用紙	資料2の29ページの配慮事項の「従前と同様に古紙パルプ配合率が高い製品を推奨」というのと、24ページのX1（古紙パルプ配合率）が仮にゼロになっても良いとなると配慮事項との整合性がない。その辺はどう考えているか。	「古紙パルプ配合率が高い製品を推奨」とするとともに、バージンパルプは従前と同様に「森林認証材パルプ及び間伐材等パルプの配合率が高い製品を推奨」とさせていただいている。これは今までも記載していたもので、今回24ページで新たに示した見直しの案では、古紙、森林認証材、間伐材等は同等という考え方であり、最低保証という考え方自体は古紙の状況を考えて撤廃したかたちになる。それぞれ大事な要素としてしっかり考えていきたいという意味で矛盾しているつもりはなく、基本的にすべて高く配合してほしいものを配慮事項として設定している。
17	本年度の見直しのポイントについて（印刷用紙）	資料1 8～9 資料2	印刷用紙	X1はゼロでもよいと割り切ったということか。	古紙パルプがゼロでバージンパルプのみの紙も物によっては出てくる。配慮事項もけっこうな議論があった。単に点数を取るということだけではなく、古紙、バージンを使うのであれば森林認証材にするというメッセージと受け止めていただければと思う。
18	本年度の見直しのポイントについて	資料1 10 ～13ページ、資料3	温水器等	ハイブリッド給湯器は「年間給湯効率が108%以上」と基準が具体的に書いてあるが、熱回収型はここには含まれないのか。	潜熱回収型のガス温水器についてはエネルギー消費効率が90%以上ということになっており、令和2年度から入っている。
19	本年度の見直しのポイントについて	資料1 10 ～13ページ、資料3	温水器等	沸かすだけのもの、保温するもの、さらに余った熱を熱回収をするものがあり、性能がどんどん良くなっている。保温するタイプは保温のためにエネルギーを使うため効率が悪くなり、回収する方は逆に良くなる。今そういうものがいくつかあるが、ここで対象としているのは温めるだけのものかを明確にした方がいい。	ハイブリッド給湯器については貯湯もついている。備考2で年間給湯効率について記載しており、年間給湯効率の測定方法は日本ガス石油機器工業会の規格により測定することになっている。
20	本年度の見直しのポイントについて	資料1 14 ～24ページ、資料3	自動車	車は燃費にポイントが置かれているが、燃料電池車、水素利用のあたりがどの辺に位置付けられているのか。	資料3の60ページの4に「電動車等」とは、ということでグリーン購入法における電動車等の取扱いを記載している。電動車に該当するのは電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車であり、水素自動車は「等」に含めて扱っている。
21	本年度の見直しのポイントについて	資料1 14 ～24ページ、資料3	自動車	自動車について、ハイブリッド車を認めないという議論をそろそろ始めた方がよいと思っている。上海では、EVに対して規制が緩和されていたり、EVを優遇する措置があるため入っていきやすい状況だが、グリーン購入法でもEVに舵を切っていくために施策として何か必要なのかを議論すべき。	政府実行計画で国が調達すべき自動車の種類に連動するかたちでグリーン購入法も対応している。一方で、おっしゃるとおり、規制や対応できる範囲、取扱を増やしていくビジョンをしっかりと示していくことは必要だと考えており、政府全体の政策と連動したかたちで対応を考えていきつつも、グリーン購入法の中の基準に落としこめるものや、市況を見て先行してできるもの等があれば、順次対応していきたい。

No.	議題	資料	意見箇所	意見内容	意見内容への対応方針
22	本年度の見直しのポイントについて	資料1 14～24ページ、資料3	自動車	グリーン購入法は電動車はすべてOKという意味では一番進んでいる。逆にそれに対して、水素発生の時にエネルギーを使っているとか、カーボンフットプリントを考えて、それに対してブレーキをかけるようなことしかあり得ないと思うが、今の状態ではEV、水素自動車については、グリーン購入法はすべて歓迎していると言い切っているのではないか。	先ほどの意見はハイブリッド車のことかと思う。ハイブリッド車については我々も課題としては認識している。検討していきたい。
23	本年度の見直しのポイントについて	資料1 14～24ページ、資料3	自動車	自動車のエアコンの「冷媒に使用される物質の地球温暖化係数は150以下であること」と明解に書いてあるが、実際に実用化していく上での問題点などは議論されたのか。	フロンの排出抑制法に基づくカーエアコン冷媒の地球温暖化係数の考え方に関しては、目標年度が今年度までとなっている。日本自動車工業会と意見交換をさせていただいた際に、乗用車については、基準にするにははまだ技術的に対応が難しいため、令和8年度末までの経過措置を設けてほしいというお話を伺っている。
24	本年度の見直しのポイントについて	資料1 14～24ページ	自動車	ハイブリッド車については、資料1の17、18ページを見ると、例えば来年度は70%達成レベルに持っていき、その後も強化していく予定で考えている。どんどん厳しくなっていく、現行のハイブリッド車は対応できないものが出てくるように計画していることを補足しておく。日本の国策としてどういう方向性とするのがよいのかは別の場でいろいろな議論があるのだろうと思う。そういうところをウォッチしながら、整合を取ってやっていけるとよい。	
25	提案募集に係る対応について	資料1 39ページ	バイオマスプラスチック	バイオマスプラスチックに関して、39ページの電子式卓上計算機で「バイオマスプラスチックを使用することによる環境負荷低減効果が期待されることから、提案を参考として判断の基準等を見直し」となっていて、非常に前向きな姿勢だが、他のところでは検討事項であるという書き方になっている。これはどこが違っているのか。	この提案は実配合率で提案されているものであるが、他の提案に関してはマスバランスでの配合であり実配合率ではないため、扱いが異なっている。
26	見直し対象品目（定期・継続等）について	資料1 29ページ	文具類	布粘着テープで「ラミネート層を除くことができる」とされたことについて、ラミネート層を配合率の分母に入れると、結局その分重さは重くなり、再生材の分は少なくなる。ラミネート層に再生材を使った人は、ラミネートの重さとラミネートの再生率の重さが入ってくるため損をするのではないか。	元々はラミネート層の間にクロス層があり、クロス層の方は再生材を使えるが、ラミネート層は再生材を使えないという扱いだった。ところが、ラミネート層に再生材を使えるものが上市されてきたため、それに対応するための改定とご理解いただければと思う。損をすることはないが、例えば両方に使える人にとっては不公平というところがあるかもしれない。従来のものも認められるし、新たに製品開発したのも認められるというようになっている。
27	見直し対象品目（定期・継続等）について	資料1 30ページ	プロジェクター	プロジェクターについて、配慮事項にカーボンフットプリントについての記載は、すべての製品で統一的な記載をするべき。業界団体が強く繰り返し言ったから、その製品だけ「可能な限り」と記載するというのは、対外的にも説明がつかない。そもそも配慮事項としての意味をおかしな方向に変えてしまうことにもなりかねない。配慮事項は、特定調達品目等であるための要件ではないが、特定調達品目等を調達するにあたって、さらに配慮することが望ましい事項であると定義付けされている。それにさらに「可能な限り」という余計な言葉を入れる必要はなく、そのような特例的な記載をすべきではない。	ご指摘のとおりである。「可能な限り」は削除させていただく。